

○曾於市ハラスメント防止条例

令和4年9月5日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、職員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる職務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項及び第22条の2に規定する曾於市の職員をいう。
- (2) 市長等 市長、副市長、教育長、市議会議員及び行政委員会委員をいう。
- (3) 管理監督者 各所属において、管理監督の責務を有する職にある者をいう。
- (4) ハラスメント 次のアからエまでに定める行為をいう。
 - ア セクシュアル・ハラスメント 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的な言動であって、相手に対して不快感を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。
 - イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は職務環境を悪化させることをいう。
 - ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、育児すること、介護すること等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度等の利用に関する言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。
 - エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、本人の意図にかかわらず人格と尊厳を傷つける言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。

(職員及び市長等の責務)

第3条 職員及び市長等は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員及び市長等は、良好な職務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者は、管理監督下にある者がその能力を十分に発揮できるような職務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)があった場合、相談等に係る調査への協力に起因して、相談者等が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの事実が疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 管理監督者は、ハラスメントを防止するため、管理監督下にある者に対し必要な研修を実施しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。